

輪島市起業・新規出店支援事業 Q&A

1 支援の対象について

- ・支援の対象業種 ・任意団体 ・NPO 法人 ・開業時期 ・法人化 ・法人と個人
- ・自己所有の土地 ・親族経営 ・自己経営 ・店舗買取 ・雇用 ・融資
- ・建物建替 ・輪島市の審査 ・フランチャイズ ・2 年度に渡る工事
- ・別の補助金

2 申請手続きと対象経費について

- ・申請時期 ・事前相談 ・提出書類 ・対象経費 ・交付決定・事業の変更
- ・実績報告

3 対象融資について

- ・対象融資 ・協調融資 ・担保 ・開設後の借入 ・繰上償還・借換

4 補助金取消と返還について

1 支援の対象について

Q1 支援の対象となる業種は何か。

A1 要綱に記載のとおり、次の業種である。

- ①製造業（自ら製造したものを個人へ販売する者に限る。）
- ②情報通信業
- ③小売業（個人に対面販売する実店舗に限る。）
- ④宿泊業、飲食サービス業（スナック営業など対象外の業種あり）
- ⑤理容業・美容業（理美容サービスを提供する場を有する実店舗に限る。）

検討している業種が支援の対象とならない可能性もあるので、要綱を確認のうえ、事前に相談願いたい。

Q2 任意団体は支援の対象になり得るか。

A2 支援の対象とならない。

Q3 NPO 法人は支援の対象になり得るか。

A3 本支援事業は、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出を目的としており、事業で得た収益を社会貢献活動に充てることとしている NPO 法人は、支援の対象としていない。

Q4 既に開業している事業所は、支援の対象となり得るか。

A4 支援の対象とならない。申請日時時点で、既に開業(開業していると見なされるものを含む。)しているものは、対象とならない。

Q5 これまで個人で事業を行ってきた者が、法人化する場合は支援の対象となるか。

A5 法人化は支援の対象にならない。支援の対象となるのは、新たに事業所を開設する場合に限られる。

Q6 市内で法人として事業所を経営し、その代表を務めている者が、個人として申請する場合は支援の対象か。

A6 対象となり得る。ただし、法人として経営している事業所とは別に、新たに事業所が増えるものであって、申請者の配偶者及び2親等以内の親族を除く新たな雇用を要件とする。

Q7 市内で法人又は個人として事業所を経営し、その代表を務めている者の家族が申請する場合は支援の対象か。

A7 対象となり得る。ただし、その法人又は個人が経営している事業所とは別に、新たに事業所が増えるものであって、その家族が独立して、個人事業主または会社の代表となり、事業を行う場合に限られる。

Q8 自己が所有している土地、または建物において、事業所を整備する場合は支援の対象になり得るか。

A8 対象になり得る。ただし、支援の対象となるのは、既存事業所の改修(改修とみなされるものを含む。)ではなく、新たに事業所を開設する場合に限られる。

Q9 親族が経営している事業所の譲渡を受ける場合は、支援の対象になるか。

A9 支援の対象とならない。経営者の変更は、新たな事業所の開設とは認められない。

Q10 自己が経営している事業所を「経営者の子など」が継承し、改修した場合は、支援の対象になるか。

A10 輪島市内で、新たに事業所数が増えるものが支援の対象であり、事業所数の増えない事業の承継は、支援の対象とならない。

Q11 自己が経営している事業所を改修し、業種変更した場合は支援の対象になるか。

A11 支援の対象とならない。

Q12 自己が過去に経営し、既に空き店舗、遊休施設となっている事業所跡地において、「経営者の子など」が新たに事業を開始した場合は、支援の対象となるか。

A12 事業の継承ではなく、全く別の事業であるなど、客観的に起業・新規の出店と認められる場合は、支援の対象となり得る。

Q13 他者が現在経営している事業所・店舗を買い取り、その事業を承継・継続した場合は支援の対象となり得るか。

A13 単なる経営者の交代であり、支援の対象とならない。

Q14 他者が過去に経営していた飲食店等の空き店舗を買い取り、又は賃貸借し、新たに飲食店等を開業した場合は支援の対象となり得るか。

A14 単なる経営者の変更ではなく、客観的に起業・新規の出店と認められる場合は、支援の対象となり得る。

Q15 支援が受けられるのは、輪島市民に限られるか。

A15 限られない。市内に新たに事業所を開設する者が支援の対象である。申請の段階において、輪島市に住所、事業所を構えている必要はない。

Q16 地元金融機関からの融資が受けられない者は、支援の対象とならないのか。

A16 支援の対象とならない。

Q17 金融機関からの融資があれば、必ず補助金を受けられるのか。

A17 輪島市でも、独自に事業採算性、公益性の審査を行うため、必ず支援を受けられるものではない。

Q18 補助金の交付決定を受けたが、融資を受けられなくなった場合はどうなるのか。

A18 補助金は受けられなくなる。

Q19 支援を受けるためには、新たな正規雇用は必要か。

A19 新たな正規雇用が必要なケースは、既に市内に事業所を構えている者が、2店舗目、3店舗目となる新事業所を開設する場合である。本支援制度において、正規雇用とは、雇用保険に加入し、期限の無い雇用契約を結んだ者(申請者の配偶者及び2親等以内の親族を除く。)とする。

Q20 建物を建て替える場合は、対象となるか。

A20 支援の対象は、新たな事業所の開設に限られる。既存の事業所の改築、改修と認められる場合は、対象とならない。

Q21 輪島市の独自の審査において、補助金が不交付となるのはどのような場合か。

A21 事業採算性、公益性、財務状況など、総合的に勘案するため示せない。しかし、要綱に記載のとおり、店舗の改修とみなされ、新たな店舗開設として認められないとき、事業の売上げによる借入れの償還が困難と見込まれる場合、更には申請者が大きな債務超過となっている場合が考えられる。

Q22 要綱中、「補助対象者以外の者が有する商号を掲げ、新事業所を…」とはどのような意味か。またこれは、どのようなことを規制しているのか。

A22 所謂、フランチャイズチェーン店のことを指している。フランチャイズチェーンの場合は、原則支援を受けられないことを示している。

Q23 新事業所の開設工事が2年度に渡る場合は、支援の対象になり得るか。

A23 対象となり得る。ただし、交付決定を受けて着工した後、本支援制度の変更も考えられるため、十分に相談願いたい。

Q24 輪島市以外の団体から、別に補助金を受ける場合は支援の対象となるか。

A24 対象となり得る。ただし、本市以外の団体が補助金の重複を認めていない場合があるので、別途、補助金の申請先に確認願いたい。また、輪島市から事業所の開設に当たり、本制度以外の別の補助金を受けるとき、同一の対象経費に重複して補助金を受けることはできない。

2 申請手続きと対象経費について

Q25 申請はいつまでに行う必要があるのか。

A25 申請は随時受け付けするが、工事着手前に申請願いたい。また、支援の対象となるかなど、制度の要綱、Q&A を十分確認のうえ、申請の前に相談願いたい。

Q26 事前相談がなければ、申請は受け付けないのか。

A26 市の予算は市議会の議決を得て成立するものであり、当該年度の予算不足により、申請を受けられないこともあり得る。そのため、事前の相談を願いたい。

Q27 工事が複数年度にわたる場合、補助金の交付申請はその年度毎に必要か。

A27 複数回の申請手続きをすることも想定されるため、事前に相談願いたい。

Q28 補助金申請に必要なものは何か。

A28 交付申請書に併せ、次の書類が必要となる。また、これ以外にも必要に応じて追加で資料を求めることもある。

①事業所開設に係る見積書 ②金融機関への融資申込内容がわかるもの

③金融機関に提出した事業計画等の資料 ④整備する事業所の図面

⑤融資の償還計画のわかるもの ⑥会社の場合は直近の決算書、⑦誓約書

Q29 新事業所の開設に要する経費のうち、補助金算出の基礎となる経費とは何か。

A29 要綱の別表に記載のとおり、次の経費である。

①設計費 ②工事費 ③備品・設備購入費

Q30 補助金の概算払いが受けられるのはどのような場合か。

A30 本支援制度の補助金は、概算払いを受けることはできない。開業に当たっての資金調達は、最も重要な事項であり、金融機関と十分相談願いたい。

Q31 補助金の申請から交付決定までの期間はどのくらいか。

A31 事業採算性、公益性の確認に要する時間は、事業内容により異なるものである。そのまめ、一律に期間を示すことはできない。申請後、個別に相談願いたい。

Q32 補助金の交付決定通知には、どのような内容が記載されるのか。

A32 交付決定通知には、申請者名、補助金の額、新たな事業所の概要、補助金交付に当たっての条件が記載される。

Q33 補助金の交付決定の後、事業内容や計画に変更があった場合は、どのように対応すれば良いか。

A33 事業内容、計画は、事業採算性などの審査において、不可欠な要素であり、変更申請が必要である。

Q34 実績報告の内容が適当であると認められた者には、なんらかの通知があるのか。

A34 実績報告書、関係書類、現地調査に基づき、補助金の確定通知が交付される。

Q35 実績報告に必要な書類は何か。

A35 実績報告書に併せ、次の書類が必要となる。また、これ以外にも必要に応じて追加で資料を求めることもある。

①新事業所開設に係る支払いを証明するもの(領収書)の写し

②対象融資の金銭消費貸借契約証書の写し

③新事業所の様子、購入した備品がわかる写真

支払いを証明するもの(領収書)は、10万円を超える支払いの場合、金融機関への振込依頼書の写しを添付願いたい。

購入した者が不明なレシートは、領収書として認めることができない。

領収書には、購入したものがわかる明細を添付願いたい。

正規雇用が条件となった場合は、雇用契約書の写し、雇用保険への加入がわかる書類を添付願いたい。

3 対象融資について

Q36 対象融資とは何か。

Q36 要綱に記載のとおり、市内に事業所を構える金融機関から、事業所開設のために受けた3年間以上の長期の融資である。

Q37 地元金融機関からの対象融資の利息はどのくらいか。

A37 利息は、金融機関との間の相対契約により決まるものであるため、示すことはできない。なお、保証料についても同様である。

Q38 対象融資は、プロパーと保証付きの2本の協調になっても良いのか。

A38 問題はない。

Q39 市は、金融機関と事業者(申請者)との担保関係は把握するのか。

A39 事業者(申請者)が、金融機関への担保を提供することも想定されるが、両者の問題であり、その把握は行わない。

Q40 対象融資を繰上償還した場合は補助金の返還となるか。

A40 5年以内に繰上償還した場合は、補助金の返還となる。3年以上5年未満の融資であって、約定償還の場合は返還とはならない。

Q41 対象融資を別の市内の金融機関から借り換えた場合、補助金は返還となるか。

A41 天災等のやむを得ない理由があるときは、事前に相談願いたい。

4 補助金取消と返還について

Q42 補助金の交付に様々な要件があるが、開業後に要件を満たさなくなった場合はどうなるのか。

A42 補助金は取り消しとなり、既に交付を受けた補助金があるときは、補助金を返還することとなる。

Q43 補助金が取消しになるのはどのような場合か。

A43 要綱に記載のとおり、事業の廃止など、いくつかの禁止事項がある。

Q44 補助金を受けて整備したお店の売上げが低下し、収入が減ることによって、税金を滞納することとなった場合も補助金は取り消しとなるのか。

A44 要綱に記載のとおり、取消しとなり、補助金は返還となる。

Q45 5年以内に経営が苦しくなり、事業を廃止した場合はどうなるのか。

A45 要綱に記載のとおり、取消しとなり、補助金は返還となる。

Q46 5年以内の繰上償還を規制しているが、事業が好調であるため、繰上償還した場合も補助金は取り消しとなるのか。

A46 要綱に記載のとおり、取消しとなり、補助金は返還となる。

Q47 補助金の返還が難しいときはどうなるのか。

A47 原則、一括での返済を求めることとなる。